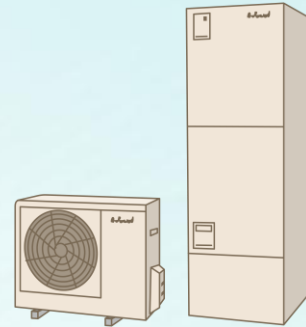


エコキュート (自然冷媒ヒートポンプ式給湯器)



補助対象者の要件

- 交付申請日において村内に住所を有している。
- 村税を滞納していない。
- 暴力団員等又は暴力団等の反社会的勢力と関係を有していない。
- 申請者及び申請者と生計を一にする方がエコキュートに対して、過去に村からの補助金等の交付を受けていない。又は受ける見込みがない。
- 次のいずれかに該当する方

| 要件 | 区分 |
|--|------|
| 令和8年4月1日以降に設備を購入し、自らが居住している村内にある既存の戸建て住宅に設置した方 (=既存住宅に設備を設置した方) | A対象者 |
| 令和8年4月1日以降に戸建て住宅の新築や建売住宅の購入に伴って設備を購入、設置した方。又は新品の設備の付いた戸建て住宅を購入された方 | B対象者 |

対象設備の要件

- 新品であること。
- 二酸化炭素を冷媒に用いた空気熱源ヒートポンプ式給湯器であること。

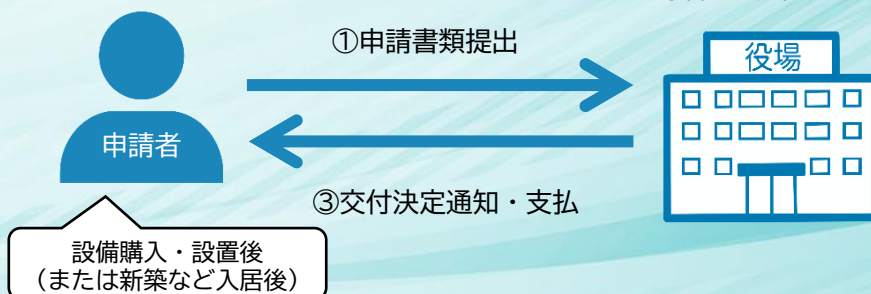
補助金額

7万円 (定額)

申請の期限／方法 (対象者の区分に従って申請してください。)

| 区分 | 申請期限 | 申請方法 |
|------|---------------------|---|
| A対象者 | 補助対象設備の購入又は設置後、1年以内 | 次ページの提出書類を揃えて、環境政策課窓口までご提出ください。 ※郵送でのご申請も可能ですが、書類不備などがあった場合は、書類が揃い次第の受付となりますのでご注意ください。 |
| B対象者 | 住宅の引渡の日から起算して1年以内 | |

<交付までの流れ>



提出書類

| 提出書類 (3~11はコピーでの提出可) | 対象者 | |
|--|-----|---|
| | A | B |
| 1. 交付申請書（様式第1号） ● 窓口で受け取り、又はHPでダウンロード可能 | ○ | ○ |
| 2. 振込口座記入用紙 ● 窓口で受け取り、又はHPでダウンロード可能 | ○ | ○ |
| 3. 設備の導入に係る費用及び支出が確認できる書類 ● 領収書が発行されない場合は振込票、内訳書などの写し ● リース契約の場合は、リース契約が確認できる書類の写し | ○ | ○ |
| 4. 製造事業者が発行する保証書の写し ● メーカー保証書 | ○ | ○ |
| 5. 設備の製造会社名、型式及び仕様が確認できる書類 ● カタログ等 | ○ | ○ |
| 6. 納品書又は設備設置後の写真 ● 写真の場合は、住宅に設備が設置されていることが分かる画角のもの。 | ○ | ○ |
| 7. 設備の設置場所を示す案内図 ● 住宅地図、Googleマップなど | ○ | ○ |
| 8. 納税証明書（未納がないことの証明）（発行から3カ月以内のもの） ● 発行から3カ月以内のもの（税務課又は郵送申請にて取得可能）。 ● 申請時において村税（住民税、固定資産税等）が課税されていない場合は添付不要 | ○ | ○ |
| 9. 当該設備の購入日又は設置日を確認することができる書類 ● 3. 4. 6. 等で確認が取れる場合は提出不要 | ○ | |
| 10. 住宅の引渡日が確認できる書類 ● 住宅メーカーの引渡証明書等 | | ○ |
| 11. 他補助金等の金額が確認できる書類 条件により提出 ● 申請する設備に対して他の補助金の交付を受けている場合、又は受ける見込みがある場合提出 | ※ | ※ |
| 12. 事務代行届（様式第2号） 条件により提出 ● 交付申請の手続を代理の者（業者等）に委任する場合提出 ● 窓口で受け取り、又はHPでダウンロード可能 | ※ | ※ |



【注意】

- 受付は原則として先着順となります。なお、予算残額が各メニューの補助上限額を下回った場合は、そのメニューの申請受付を終了します。他のメニューについては、受付を継続します。
- 必要書類がすべて揃ってからの申請受理・審査・交付決定となりますのでご了承ください。
- 本補助金について、他の設備の交付申請を同時に行う場合、内容が重複する書類は1通のみの提出で受付可能です（設置場所の案内図、納税証明書など）。

i お申し込み・お問い合わせ先

村民生活部 環境政策課
 環境計画推進担当(役場行政棟4F)
 TEL:029-282-1711(内線1432)
 Mail:kankyuu@vill.tokai.ibaraki.jp